

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則等の 一部を改正する省令案（概要）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）等の一部を改正する省令案の概要は以下のとおり。

なお、法の題名の変更及び用語の整理に伴う改正その他形式的な修正については、掲載していない。

1 指定管理鳥獣

法第二条第五項の環境省令で定める鳥獣は、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）とする。

※指定理由については（参考）参照

2 許可を受けなければならない捕獲等の目的（規則第五条）

法第九条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

- 一 博物館、動物園その他これに類する施設における展示
- 二 愛玩のための飼養
- 三 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止
- 四 鵜飼漁業への利用
- 五 伝統的な祭礼行事等への利用
- 六 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益上の必要があると認められる目的

※「鳥獣の保護に係る行政事務の遂行」及び「傷病により保護を要する鳥獣の保護」については、法第九条第一項に規定する「鳥獣の保護の目的」に包含するものとし、本条から削除したもの

3 国指定鳥獣保護区における指定管理鳥獣捕獲等事業の結果の報告

法第十四条の二第三項の規定による報告は、鳥獣の捕獲等をした場所、その捕獲等をした鳥獣の種類別の数量及び処置の概要について行うものとする。

4 国の機関による指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

法第十四条の二第五項の規定による国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業は、国が管理等をする区域内において、国が管理等をする目的の達成のために必要と認められる場合であって、かつ、当該区域を含む都道府県の第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標の達成のために必要と認められた場合に実施することができるものとする

る。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとする国の機関の確認

- (1) 法第十四条の二第五項の規定による確認の申請は、実施しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業について法第十四条の二第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。
- (2) (1)の申請書には、実施区域を明らかにした図面を添えなければならない。
- (3) 都道府県知事は、(1)の申請をしようとする国の機関に対し(1)の申請書及び(2)の図面のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

6 国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の結果の通知

法第十四条の二第六項の規定による通知は、鳥獣の捕獲等をした場所、その捕獲等をした鳥獣の種類別の数量及び処置の概要等について行うものとする。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業を委託することができる者

法第十四条の二第七項の環境省令で定める者は、法人であって、認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有し、委託しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に実施できると都道府県知事が認めた者^{*}とする。

※事業者が鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程を有し、事業者又は当該事業者の捕獲従事者が実施しようとする猟法を用いて対象種の捕獲等を適切に実施した実績を有し、かつ、原則として16の第三号から第五号までに規定する要件を満たすものとして都道府県知事が認めた者等

8 指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣の放置が認められる場合

法第十四条の二第八項第一号の環境省令で定める場合は、指定管理鳥獣捕獲等事業のうち、捕獲等をした鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置することによって、指定管理鳥獣捕獲等事業が特に効果的に行われると認められる場合であって、非鉛製の銃弾を使用し、放置した鳥獣や放置した鳥獣が誘引する他の鳥獣等により生態系、住民の安全、生活環境及び当該地域の産業等に支障を及ぼすおそれがない場合に限る。

※指定管理鳥獣捕獲等事業であっても、上記の条件に該当しない場合は鳥獣の放置は認められない

9 夜間銃猟に係る確認等

- (1) 法第十四条の二第八項第二号の規定による確認の申請は、(2)に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。
- (2) 法第十四条の二第八項第二号の環境省令で定める夜間銃猟に関する事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 夜間銃猟の実施日時
 - 二 夜間銃猟の実施区域
 - 三 夜間銃猟の実施方法及び実施体制
 - 四 夜間銃猟をする者
 - 五 住民の安全確保のために特に必要な措置及び周辺地域への注意喚起の方法
- (3) (1)の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。
 - 一 夜間銃猟を実施しようとする区域を明らかにした図面
 - 二 射撃場所及び方向その他夜間銃猟の安全性を確認するために必要な事項を明らかにした図面
- (4) 都道府県知事は、(1)の申請をしようとする者に対し(1)の申請書及び(3)の図面のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

10 鳥獣捕獲等事業の認定の申請

- (1) 法第十八条の三第一項の規定による認定の申請書は、第十八条の二の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする者の主たる事業所の所在地又は主たる事業実施の地域を管轄する都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 法第十八条の三第一項第六号の環境省令で定める記載事項は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 法第十八条の十第二項の規定により認定を取り消されたことがあるときは当該取消しに係る認定の認定証の番号、取消しをした都道府県知事名及び取消しの年月日
 - 二 役員が法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無及び罰金以上の刑に処せられたことがあるときはその者の氏名並びにその刑の執行が終わり、又は執行を受けることなくなった年月日
 - 三 役員が法第五十二条第一項の規定により狩猟免許が取り消されたことがあるときはその者の氏名、当該取消しに係る狩猟免許の種類、取消しをした都道府県知事名及び取消しの年月日
- (3) 法第十八条の三第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
 - 一 法人の登記事項証明書
 - 二 役員及び11に規定する事業管理責任者（以下「役員等」という。）の

- 住所、本籍、氏名及び生年月日を記載した名簿
- 三 事業管理責任者の雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 四 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全管理規程
- 五 事業管理責任者が12の(1)第二号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
- 六 認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者の行う鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等に従事する者(以下「捕獲従事者」という。)について、次に掲げる事項を記載した名簿
- イ 住所、氏名、生年月日、狩猟免許の種類、狩猟免許を与えた都道府県知事名、狩猟免状の番号及び交付年月日
- ロ 12の(1)第六号の要件を満たす者に該当する場合にあっては、その旨
- ハ 銃猟による事業の認定を受けようとする場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日並びに銃器の種類
- ニ 法第十八条の五第一項第二号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合であつて、13の(1)第二号及び第三号の要件を満たす者に該当する場合にあっては、その旨
- 七 捕獲従事者の狩猟免状の写し
- 八 銃猟による事業の認定を受けようとする場合にあつては、捕獲従事者の銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の写し
- 九 事業管理責任者及び捕獲従事者のうち救命講習を受講した者の修了証の写し又はこれに類する書類
- 十 次に掲げる講習のうち事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した講習の修了証又は講習名、主催者、講師の氏名、講習事項並びに講習時間が記載された書類
- イ 鳥獣の捕獲等をする際の安全管理に関する講習(以下「安全管理講習」という。)
- ロ 適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識に関する講習(以下「技能知識講習」という。)
- ハ 法第十八条の五第一項第二号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合にあつては、夜間銃猟をする際の安全管理に関する講習(以下「夜間銃猟安全管理講習」という。)
- 十一 捕獲従事者が鳥獣の保護及び管理に関する資格等を有する場合にあつては、その旨を証する書類
- 十二 夜間銃猟をする捕獲従事者が13の(1)第二号の要件を満たすことを証する書類

十三 15に規定する研修に関する計画書

十四 16の(1)第一号及び第二号の要件を満たすことを証する書類(鳥獣捕獲等事業の発注者の氏名又は名称、実施期間、実施区域、捕獲等の方法、鳥獣の種類、捕獲数、鳥獣捕獲等事業に起因する事故の有無を記した書類)

十五 16の第三号の規定に関する役員等の誓約書

十六 16の第四号の要件を満たす損害保険契約書の写し

十七 申請者が法第十八条の四各号に掲げる欠格事由に該当しない旨を誓約する書面

(4) 都道府県知事は、認定を受けようとする者に対し法第十八条の三の申請書及び(3)の各号に掲げる書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

11 認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者における事業管理責任者の選任

認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣の捕獲等をする事業の実施に係る安全管理を図るための体制の確保並びに捕獲従事者の技能及び知識の維持向上のための研修の実施に関する責任者(以下「事業管理責任者」という。)を自己の雇用する者の中から選任すること。

12 法第十八条の五第一項第一号の環境省令で定める基準等

(1) 法第十八条の五第一項第一号の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする。

一 認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者が、次に掲げる事項を記載した鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程を有すること

イ 事業実施時の連絡体制図(緊急時の連絡方法を含む)

ロ 事業を実施する際の安全確保のための配慮事項

ハ 猟具の定期的な点検計画及び安全な取り扱いに関する事項

ニ 銃を使用する場合にあっては、ハに加えて、射撃場における定期的な射撃の実施に関する事項(1年に2回以上)

ホ ライフル銃を使用する場合にあっては、ハ及びニに加えて、ライフル銃の保管・使用に関する事項

ヘ 鳥獣捕獲等事業において捕獲従事者の心身の健康状態の把握に係る事項

ト その他必要な事項

二 認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者が、事業管理責任者に次に掲げる業務を行わせること。

イ 第一号に規定する安全管理規程について、随時必要な改善を図ること

ロ 第一号に規定する安全管理規程をはじめとする安全管理に関する

- 事項について、事業に従事する者（以下「事業従事者」という。）に周知・徹底し、遵守させること
- 三 事業管理責任者及び全ての捕獲従事者が事業に使用する猟法に係る狩猟免許を有すること
 - 四 銃猟による事業の認定を受けようとする場合にあっては、捕獲従事者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を有すること
 - 五 事業管理責任者及び全ての捕獲従事者が、安全管理講習において、鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全確保、事故発生時の対応、猟具の安全な取り扱い並びに定期的な点検及び必要な法令に関する知識等について、5時間以上の講習を受講していること。ただし、当該講習の受講に係る条件と同等の条件を満たす資格等を有する者は、この限りでない
 - 六 事業管理責任者及び半数以上の捕獲従事者が、救急救命に関する知識（心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法などを含む）を有すること
- (2) 全ての事業従事者は、救急救命に関する知識（心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法などを含む）を有するよう努めなければならない。

13 法第十八条の五第一項第二号の環境省令で定める基準等

- (1) 法第十八条の五第一項第二号の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする。
- 一 法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合する旨の認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者は、12の(1)第一号に規定する安全管理規程に次に掲げる事項を記載すること
 - イ 夜間銃猟を実施する際の連絡体制図（緊急時の連絡方法を含む）
 - ロ 夜間銃猟を実施する際の安全確保のための配慮事項
 - ハ 夜間銃猟を実施する際の地域住民等への事前の周知方法、実施区域周辺での案内・誘導等に係る方法
 - 二 その他必要な事項
- 二 夜間銃猟を実施する際の安全の確保に係る技能について、環境大臣が告示で定める要件に該当すること
- 三 夜間銃猟を実施する全ての捕獲従事者が、夜間銃猟安全管理講習において、夜間銃猟を実施する際の安全確保に関する知識等について、5時間以上の講習を受講していること
- (2) 全ての夜間銃猟の事業従事者は、(1)の第三号に規定する要件を満たすよう努めなければならない。

14 法第十八条の五第一項第三号の環境省令で定める基準等

- (1) 法第十八条の五第一項第三号の環境省令で定める基準は、次に掲げる

要件を満たすものであることとする。

- 一 事業管理責任者及び全ての捕獲従事者が、技能知識講習において、鳥獣全般及び捕獲対象鳥獣の生態学及び行動学、科学的かつ計画的な鳥獣の管理、鳥獣の保護又は管理に関する法令並びに施策、捕獲対象鳥獣の適正かつ効率的な捕獲手法、捕獲個体の止めさし方法や動物福祉、捕獲個体の適正かつ効率的な処分方法及び感染症等に関する知識等について、5時間以上の講習を受講していること。ただし、当該講習の受講に係る条件と同等の条件を満たす資格等を有する者は、この限りでない

(2) 全ての事業従事者は、(1)の第一号に規定する要件を満たすよう努めなければならない。

15 法第十八条の五第一項第四号に規定する研修

法第十八条の五第一項第四号に規定する適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするための技能及び知識の維持向上に関する研修（以下「研修」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする。

- 一 認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者が、全ての捕獲従事者に対し、1年間に少なくとも5時間以上の研修を実施すること
- 二 認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者が、事業管理責任者に次に掲げる業務を行わせること。
 - イ 第一号に規定する研修の内容が適切かつ十分なものとなるよう研修計画を策定し、随時必要な改善を図ること
 - ロ 第一号に規定する研修が事業従事者に対して適切に実施されるよう監督すること

16 法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準

法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする。

- 一 認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者が、申請日から遡って3年以内に、対象とする猟法を用いて、対象種の鳥獣捕獲等事業を実施した実績を有すること
- 二 前号の実績に係る鳥獣捕獲等事業が適切に実施されていること
- 三 認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者が、その役員等のうちに次に掲げる事項のいずれかに該当するものを含まないこと
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を

除く。)の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ホ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

四 認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者は、損害保険会社が損害の填補を約する損害保険契約（鳥獣捕獲等事業に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであって、その保険金額が、一の事故につき、銃猟の場合にあっては1億円以上であるもの、網猟・わな猟である場合にあっては3千万円以上であるものに限る。）の契約者であり、当該契約について、全ての捕獲従事者を被保険者としていくこと、または、捕獲従事者個人が、同等の損害保険契約の契約者であること

五 認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者は、12の（1）第三号から第五号まで（網猟又はわな猟による事業について認定を受けようとする場合にあっては、第四号を除く。）及び14の（1）第一号に規定する要件を満たす捕獲従事者を、4人以上有すること。ただし、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ及びヒグマを対象とする、銃猟による事業について認定を受けようとする場合にあっては、同様の要件を満たす捕獲従事者を、10人以上有すること。なお、捕獲従事者の欠員等により一時的に当該人数の要件を満たすことができなくなった場合にあっては、この限りではない

17 認定証の様式

法第十八条の二に規定する認定を証する書面には、次に掲げる事項を記載することとし、その様式（略）を定める。

- 一 法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 対象とする鳥獣の種類及び使用する猟法
- 三 事業管理責任者の氏名
- 四 法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合する場合にあっては、その旨
- 五 捕獲従事者の名簿

六 その他必要な事項

18 変更の認定を要しない軽微な変更

法第十八条の七第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 捕獲従事者の住所、狩猟免許の種類、狩猟免許を与えた都道府県知事名、狩猟免状の番号及び交付年月日並びに12の(1)第六号の要件を満たす者に該当する旨
- 二 銃猟による事業の認定を受けようとする場合にあっては、捕獲従事者の銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日並びに銃器の種類
- 三 基準に適合する捕獲従事者の数の増加又は2割以内の減少

19 変更の認定を要しない軽微な変更の届出

法第十八条の七第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更した年月日
- 四 変更を必要とする理由

20 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可の申請等

(1) 法第三十八条の二第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日
- 二 麻醉薬の種類及び施用量
- 三 前号の麻醉薬によらなければならない理由
- 四 捕獲等をしようとする目的、期間及び区域
- 五 捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量
- 六 住民への危害の防止のための措置
- 七 使用する麻醉銃の所持につき、申請者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日

(2) 都道府県知事は、(1)の申請をしようとする者に対し(1)の申請書のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

(3) 法第三十八条の二第六項の麻醉銃猟許可証の様式は、様式第十五の二(略)のとおりとする。

(4) 法第三十八条の二第七項の規定による麻醉銃猟許可証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うも

のとする。

- 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日
 - 二 麻醉銃猟許可証の番号
 - 三 麻醉銃猟許可証を亡失し、又は麻醉銃猟許可証が滅失した事情
- (5) 麻醉銃猟許可証の交付を受けた者は、その氏名又は住所を変更したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。
- (6) 麻醉銃猟許可証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。ただし、(4)の申請をした場合は、この限りでない。
- (7) 麻醉銃猟許可証は、法第三十八条の二第九項第一号又は第二号に該当することとなった場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同項第三号に該当することとなった場合は速やかに、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

21 狩猟免許の申請等（施行規則第四十八条及び五十八条）

狩猟免許の申請及び更新の際、都道府県知事に提出する申請書に申請者の本籍を記載する。

22 狩猟について必要な適性の確認方法

法第五十一条第二項ただし書の環境省令で定める方法は、狩猟免許の更新の申請書に、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した次に掲げる事項を記載した書面を添付させ、その内容を確認することとする。

- 一 適性を有することを確認した日
- 二 適性を有することを確認した方法及びその結果

23 指定管理鳥獣捕獲等事業を国立公園又は国定公園内で実施する場合の自然公園法に基づく許可について（自然公園法施行規則第十二条及び第十三条）

自然公園法第二十条第九項第四号に規定する環境省令で定める行為（自然公園法施行規則第十二条）及び同法第二十一条第八項第四号に規定する環境省令で定める行為（自然公園法施行規則第十三条）に、以下の行為を加える。

- 一 国立公園において、国の機関のうち環境大臣が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業における鳥獣の捕獲又は殺傷
- 二 国立公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、都道府県が環境大臣に協議し、その同意を得て実施する指定管理鳥獣捕獲等事業における鳥獣の捕獲又は殺傷
- 三 国定公園において、都道府県又は国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業における鳥獣の捕獲又は殺傷

24 省令の見直しに係る検討について（附則）

環境大臣は、この省令の施行後おおむね三年以内に、この省令による 7～19 までの規定について所要の検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。